

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第六小学校

校長名 長友 慎吾

令和 7 年度 言語障害通級指導学級の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第 1 4 0 条の規定に基づき、言語障害通級指導学級の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 言語障害通級指導学級の教育目標

児童の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に克服するために必要な知識や技能、態度、習慣を養うことにより心身の調和的発達を基盤を培う。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・保護者や関係機関等との連携を図りながら、児童一人一人の障害の状態や発達の段階等を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定める。個々の障害の程度等に応じた指導を行うため、学校生活支援シートや個別指導計画に基づき実践する。
- ・具体的な指導内容の設定については、自立活動の「内容」の中から必要な項目を選定し、相互に関連付けた指導を行う。

3 指導の重点

- ・器質的又は機能的な構音障害のある児童、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある児童、言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある児童等に対し、その種類・程度に応じた指導を展開することで、児童一人一人の自立を促し、社会参画する資質を養う。
- ・児童の意欲を育てることに重点を置き、自ら進んで話したり、のびのびと活動したりできるように、学習環境を調整する。
- ・在籍校や保護者、関係機関との連携・協力体制を重視し、一貫性のある指導を展開する。

4 その他の配慮事項

- ・児童が安心して活動できるように学習環境の整備に努め、学習や学級活動、友人関係等で力が発揮できるようにする。